

豊島区法定外税検討会議（第一回）

日 時；平成14年5月17日（金）午後7時～ [生活産業プラザ8F]

【配布資料】

- 資料1-1・・・豊島区法定外税検討会議の設置について（会議設置の概要）
- 資料1-2・・・検討会議構成イメージ（検討会議・部会・専門委員会）
- 資料1-3・・・豊島区法定外税検討会議委員名簿
- 資料1-4・・・豊島区法定外税検討会議部会別委員構成（案）
- 資料1-5・・・豊島区法定外税検討会議設置要綱（平成14年4月26日区長決済）
- 資料1-6・・・検討会議日程（案）

参考資料 ; 導入を検討すべき法定外税の課税概要（平成14年1月）

参考資料 ; 豊島区区税調査研究会報告書（平成13年12月）

1. 委員委嘱・任命

(1) 委嘱・任命

(2) 区長挨拶

(3) 委員紹介

2. 会長・副会長の選任

3. 運営方針、部会構成等について

4. 今後の日程について

5. その他

豊島区法定外税検討会議の設置について

1. 設置の趣旨

地域において深刻化している放置自転車問題及びワンルームマンション問題の対応策として、法定外税の導入等について幅広く検討するために設置する。

2. 検討事項

- (1) 放置自転車等対策税の導入に関する事
- (2) ワンルームマンション税の導入に関する事
- (3) その他区長が必要と認める事項

3. 構成

- (1) 学識経験者 8人
 - (2) 区民代表 6人
 - (3) 関係団体等 11人
(鉄道事業者、自転車関係団体、建設関係団体等)
 - (4) 区職員 4人
(政策経営部長、総務部長、都市整備部長、土木部長)
- } 検討会議全体
29人

幹事；区職員 8人...検討会議にオブザーバーとして参加
(財政課長、広報課長、税務課長、都市計画課長、都市開発課長、住宅課長、建築指導課長、交通安全課長)

4. 運営(部会・専門委員会)

検討会議は公開を原則とし、部会及び専門委員会を設置

- (1) **部会**...委員全員が下記部会のいずれかに所属
現状と課題、対応策、税導入の妥当性等について検討
第一部会；放置自転車等対策税
第二部会；ワンルームマンション税
- (2) **専門委員会**...学識経験者により構成
法定外税のあり方、導入の適否等を専門的な見地から検討し、報告書案を作成

5. 検討期間・日程等

- (1) 期間
概ね1年間(平成14年5月～、月1回程度開催、開催時間は夜間を予定)
- (2) 日程等 - 予定 -
検討会議(第一回)開催；5月17日(金)
部会検討；各部会3～4回、6月以降交互に開催
部会の意見を踏まえ、専門委員会で報告書案作成
検討会議に報告書案を提示
検討会議の意見を踏まえ、報告書を作成し区長に提出

6. 事務局

総務部 税務課

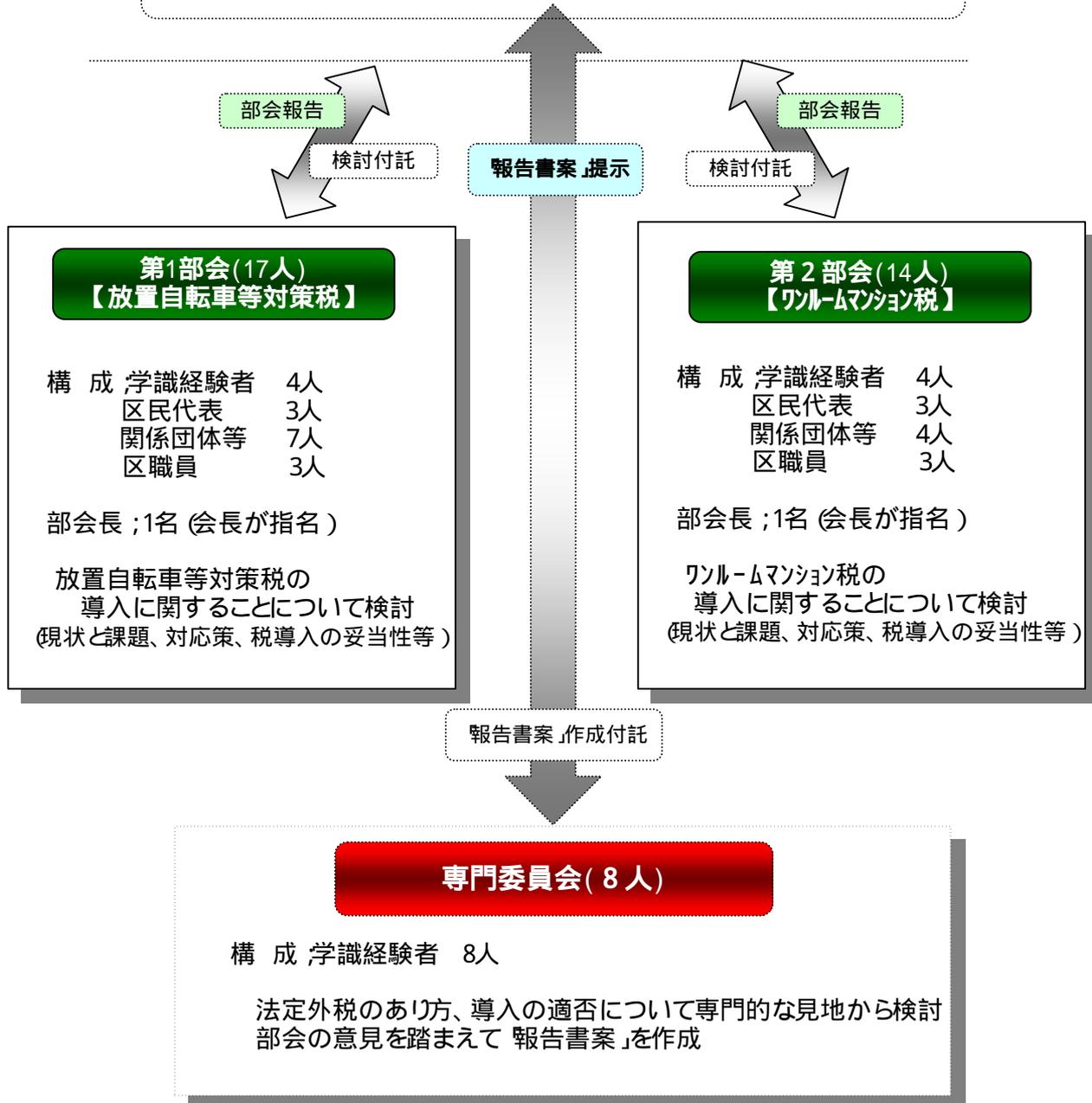
豊島区法定外税検討会議構成イメージ

検討会議 (29人)

構成 ; 学識経験者 8人 会長 ; 1名 (学識経験者による互選)
区民代表 6人 副会長 ; 1名 (会長指名)
関係団体等 11人
区職員 4人 幹事(会議補佐) ; 区職員 8人

運営 ; 会議 (検討会議・部会・専門委員会) は原則として公開

会長は専門委員会から示された報告書案について検討会議委員の意見を求め、その意見を踏まえ、専門委員会の審議を経て報告書を作成し区長に提出する。



豊島区法定外税検討会議委員名簿

区 分	氏 名	現 職 等	
学 識 経 験 者	岩 田 規久男	学習院大学経済学部教授	
	今 井 勝 人	武蔵大学経済学部教授	
	池 上 岳 彦	立教大学経済学部教授	
	中 村 芳 昭	青山学院大学法学部教授	
	内 山 忠 明	日本大学法学部教授	
	山 川 仁	東京都立大学大学院工学研究科助教授	
	小 林 秀 樹	千葉大学工学部助教授 (豊島区住宅対策審議会委員)	
	野 口 和 俊	弁護士(豊島区都市計画審議会委員、豊島区 建築審査会委員)	
区 民 代 表	岩 原 由 紀 子	主婦	
	齊 木 勝 好	会社経営	
	佐 藤 智 重	自営業	
	平 山 平	区政モニターOB会会長	
	松 浦 純 子	高校教諭	
	柳 田 好 史	会社員	
関 係 団 体 等	(放置自転車等 対策税関係)	林 康 雄	東日本旅客鉄道(株) 総合企画本部投資計画部長
		黛 雅 昭	西武鉄道(株) 管理本部取締役企画部長
		古 澤 廣 道	東武鉄道(株) 鉄道事業本部計画管理部長
		小 見 龍 一 郎	帝都高速度交通営団 経理部長
		鷲 田 能 敬	東京都交通局経営企画室長
		堤 良 三	街づくり自転車活用研究所所長
		平 野 和 範	全国自転車問題自治体連絡協議会事務局次長
	(ツルムマンション税関係)	織 本 真 一 郎	(社)東京都建築士事務所協会 豊島支部長
		梶 田 紘 利	(社)東京都宅地建物取引業協会 豊島支部 池袋西地区地区長
		西 田 鐵 男	(社)日本住宅建設産業協会 政策委員会副委員長
		佐 藤 信 哉	首都圏中高層住宅協会 会長
	区 職 員	小 野 温 代	政策経営部長
		荒 井 正 典	総務部長
		山 木 仁	都市整備部長
増 田 良 勝		土木部長	

参 考

豊島区法定外税検討会議幹事名簿

所 属	氏 名	備 考
政策経営部 財政課長	齋藤 賢司	
” 広報課長	岡本 晃治	
総務部 税務課長	吉川 彰宏	
都市整備部 都市計画課長	上村 彰雄	
” 都市開発課長	石井 雄三	
” 住宅課長	齊藤 雅人	
” 建築指導課長	田村 守男	
土木部 交通安全課長	北本 治	

豊島区法定外税検討会議部会別委員構成（案）

専門委員会 (学識経験者)	氏 名	所 属 等
	中村 芳昭	青山学院大学法学部教授
	岩田 規久男	学習院大学経済学部教授
	今井 勝人	武蔵大学経済学部教授
	池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	内山 忠明	日本大学法学部教授
	山川 仁	東京都立大学大学院工学研究科助教授
	小林 秀樹	千葉大学工学部助教授
	野口 和俊	弁護士

第 一 部 会		氏 名	所 属 等
放置 自転車等 対策税	専門委員会委員	今井 勝人	
		岩田 規久男	
		内山 忠明	
		山川 仁	
	区民代表	齊木 勝好	会社経営
		平山 平	区政モニターOB会会長
		柳田 好史	会社員
	関係団体等	林 康雄	東日本旅客鉄道(株) 総合企画本部投資計画部長
		黛 雅昭	西武鉄道(株) 管理本部取締役企画部長
		古澤 廣道	東武鉄道(株) 鉄道事業本部計画管理部長
		小見 龍一郎	帝都高速度交通営団 経理部長
		鷲田 能敬	東京都交通局経営企画室長
		堤 良三	自転車活用研究所所長
	区職員	平野 和範	全国自転車問題自治体連絡協議会事務局次長
		小野 温代	政策経営部長
		荒井 正典	総務部長
	増田 良勝	土木部長	

第 二 部 会		氏 名	所 属 等
ワンル ームマン ション税	専門委員会委員	池上 岳彦	
		中村 芳昭	
		小林 秀樹	
		野口 和俊	
	区民代表	岩原 由紀子	主婦
		佐藤 智重	自営業
		松浦 純子	高校教諭
	関係団体等	織本 真一郎	(社)東京都建築士事務所協会 豊島支部長
		梶田 紘利	(社)東京都宅地建物取引業協会 豊島支部 池袋西地区地区長
		西田 鐵男	日本住宅建設産業協会 政策委員会副委員長
		佐藤 信哉	首都圏中高層住宅協会 会長
	区職員	小野 温代	政策経営部長
		荒井 正典	総務部長
		山木 仁	都市整備部長

豊島区法定外税検討会議設置要綱

平成 14 年 4 月 26 日

区 長 決 裁

(設置の目的)

第 1 条 地域において深刻化している放置自転車問題及びワンルームマンション問題の対応策として、法定外税の導入等について幅広く検討するため、豊島区法定外税検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 放置自転車等対策税の導入に関すること。
- (2) ワンルームマンション税の導入に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項。

(構成)

第 3 条 検討会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 学識経験者 | 8 人以内 |
| (2) 区民代表 | 6 人以内 |
| (3) 関係団体等 | 1 1 人以内 |
| (4) 区職員 | 4 人以内 |

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会議には、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長は学識経験者の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は検討会議を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 検討会議には、所掌事項について検討を行うための部会を置く。

2 部会は、次に掲げる部会とし、検討会議委員は原則としていずれかの部会に所属するものとする。

- (1) 第一部会（放置自転車等対策税に関する部会）
- (2) 第二部会（ワンルームマンション税に関する部会）

3 部会の運営は、会長が指名する部会長が行う。

(専門委員会)

第 6 条 検討会議には、法定外税のあり方、法定外税導入の適否について、専門的な見地から検討を行う専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、検討会議委員のうち、学識経験者をもって構成する。
- 3 専門委員会は、部会の意見を踏まえて報告書案を作成する。

(報告)

第7条 会長は、専門委員会で作成された報告書案を検討会議に提示し、検討会議委員の意見を求めるものとする。

2 会長は、検討会議委員からの意見を踏まえ、専門委員会の審議を経て報告書を作成し区長に提出する。

(運営)

第8条 検討会議は会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または、意見を述べさせることができる。

3 検討会議、部会及び専門委員会の会議は公開とする。ただし、各会議の決定により、非公開とすることができる。

(幹事)

第9条 検討会議に、検討会議を補佐するための幹事を置く。

2 幹事は政策経営部財政課長、政策経営部広報課長、総務部税務課長、都市整備部都市計画課長、都市整備部都市開発課長、都市整備部住宅課長、都市整備部建築指導課長、土木部交通安全課長をもって充てる。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、総務部税務課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月26日から施行する。

2 この要綱は、区長への報告書の提出をもって廃止する。

検討会議日程（案）

開催時間；毎回午後7時～9時
すべての会議は原則として公開

区分	検討会議（全体会）	専門委員会	検討部会	
			第一部会 （放置自転車等対策税）	第二部会 （ワルムマンション税）
5月	【第一回】... 5/17（金） 委嘱状交付 会長選任、運営方法等			
6月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">部会での検討</div>		【第一回】...6/18（火） [構想に至る背景と現状の分析]
7月			【第一回】...7/23（火） [構想に至る背景と現状の分析]	
8月				
9月			【第二回】...9/24（火）	【第二回】...9/3（火）
10月				【第三回】...10/22（火）
11月			【第三回】...11/19（火）	
12月				【第四回】...12/17（火）
1月			【第四回】...1/14（火）	
2月				
3月	【第二回】 部会報告 【第三回】 「報告書案」提示 【第四回】 区長あて「報告書」提出	【第一回】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">報告書案作成</div> 【第二回】 【第三回】 検討会議の意見を踏まえ審議	報告書提出までの間、各段階で部会を開催する必要がある場合には、部会を開催することは可能 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">報告書案提示 審議 「報告書」区長提出</div>	